

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年4月11日

収支等命令者

佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課長

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度 有明海再生方策検討事業業務委託（カキ礁造成効果検証業務）
- (2) 委託業務の仕様等 別紙、特記仕様書による
- (3) 履行期間 契約の日から令和7年3月14日まで
- (4) 履行場所 有明海佐賀県沿岸域

## 2 入札参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項に基づき、「水産土木」「建設環境」「環境調査」のいずれかの入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 本業務と同種の業務について、平成26年度以降に完了した国（独立行政法人を含む）、又は地方公共団体が発注した、干潟域におけるカキ礁に関する調査（契約金額300万円以上）の業務実績を1件以上有すること。
- (3) 下記の要件を満たす各技術者を配置できること。
  - ア 管理技術者
    - ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（「水産部門の水産土木、水産水域環境又は水産資源及び水域環境」「建設部門の建設環境」「環境部門の自然環境保全」のいずれか）の資格を有する者（以下「技術士」という。）、シビルコンサルティングマネージャー（建設環境又は水産土木）の資格を有する者（以下「RCCM」という。）
    - ・平成26年度以降に完了した300万円以上の同種業務において1件以上の実績を有する者
    - ・令和6年4月11日現在、500万円以上の手持業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持業務の件数が10件未満である者
  - イ 担当技術者（管理技術者に同じ。ただし、技術士又はRCCMに関する技術者資格の要件については除外する。）
  - ウ 照査技術者（管理技術者に同じ。ただし、手持業務量の要件については除外する。なお、同種業務の実績の要件は求めない。）
- (4) 九州内に本店（本社）、支店（支社）又は営業所を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でない

こと。

- (6) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、入札参加資格の決定を受けている者を除く。
- (7) 本業務の入札参加資格確認申請書の提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (8) 本業務の入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

### 3 入札手続きに関する事項

#### (1) 担当

〒 8 4 0 - 8 5 7 0 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号  
佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課 (担当：熊森)  
電話番号 0952-25-7349 FAX 番号 0952-25-7521  
電子メールアドレス ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp

#### (2) 仕様書等の交付方法

令和 6 年 4 月 1 1 日（木）以降、佐賀県のホームページから入手すること。

#### (3) 入札説明会

実施しない

#### (4) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加しようとする者（以下、「入札者」という）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に、以下の資料を添付し、3の（1）の担当者に書留により郵送（令和6年4月19日（金）午後5時までに佐賀県庁必着）すること。
- （ア）業務概要書（様式第2号）
- （イ）同種業務実績調書（様式第3号）
- （ウ）配置予定技術者調書（様式第4号）及び資格を証する書類（技術者証等の写しと業務の実績を証する書類としてTECRISの写し等を添付）
- イ 期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、本入札に参加することはできません。
- ウ 提出があった関係書類等について説明を求められた場合にはこれに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された資料は返却しません。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用することはありません。
- オ 入札参加資格の確認結果は、令和6年4月24日（水）までに通知します。また、入札参加資格がない旨通知を受けた者は、その理由の開示を令和6年5月9日（木）までに3（1）の担当課に書面で請求することができます。

#### (5) 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生法手続開始の申立がなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
- ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

#### (6) 入札書の提出の期限、場所及び提出方法

- ア 期限 令和6年5月9日（木）午後5時
- イ 場所 佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課
- ウ 提出方法 上記3（1）の担当者に郵送すること。

郵送は書留郵便とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効として開封は行わない。また、「令和6年度 有明海再生方策検討事業業務委託に係る入札書在中」と封筒の表に朱書きすること。

#### (7) 開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和6年5月10日（金）午前10時
- イ 場所 佐賀県庁 県民環境部 部内会議室

## 4 その他

### (1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除。

(2) 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託費の 10 分の 1 以上とする。

(3) 契約条項を示す場所

3 (1) に同じ。

(4) 入札の方法に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について、不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 上記のほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは次のとおりとします。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(7) 最低制限価格 有

本入札は、佐賀県財務規則第 107 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領 4 (1) ①による最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回った入札者は「失格」となります。

(8) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定します。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定する。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札日を通知します。

エ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(9) 前金払 有

(10) 部分払 有

(11) 問い合わせ

本案件に関する質問は、令和6年4月22日（月）午後3時までに上記3（1）の担当者まで電子メールにて送付すること。なお、質問に対する回答は4月24日（水）午後5時までに佐賀県ホームページに掲載する。

(12) その他

入札心得については、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）内の「入札」・「公共工事（入札契約制度）」に掲載しているので確認すること。